

議案第 23 号

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則
について

提案理由

施設の使用料を免除する団体に「認定こども園」を追加するため、所
要の改正を行うもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則
南島原市原城オアシスセンター条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第7号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

様式第1号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則（新旧対照表）

新	旧
<p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 条例第10条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市内の幼稚園、<u>保育園又は認定こども園</u>が利用するとき。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 条例第10条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市内の幼稚園又は<u>保育園</u>が利用するとき。</p> <p>(8) (略)</p>

新

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

南島原市原城オアシスセンター利用許可申請書

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 () _____

南島原市原城オアシスセンターの利用を下記により申請します。
 なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名	代表者名					
利用目的					利用者数	人
利用室名	1 多目的ホール 2 研修室 3 和室 4 会議室(食堂) 5 調理実習室 6 情報交換室 7 トレーニング室					
利用日時	月	日	日	日	日	時 分～ 時 分
	日	日	日	日	日	時 分～ 時 分
	日	日	日	日	日	時 分～ 時 分
使用料	室名・設備等	時間	回数	単価	小計	合計
		時間	回	円	円	円
有料・免除 (理由)						
備考					受付者	

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- (6) その他

旧

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

南島原市原城オアシスセンター利用許可申請書

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 () _____

南島原市原城オアシスセンターの利用を下記により申請します。
 なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名	代表者名					
利用目的					利用者数	人
利用室名	1 多目的ホール 2 研修室 3 和室 4 会議室(食堂) 5 調理実習室 6 情報交換室 7 トレーニング室					
利用日時	月	日	日	日	日	時 分～ 時 分
	日	日	日	日	日	時 分～ 時 分
	日	日	日	日	日	時 分～ 時 分
使用料	室名・設備等	時間	回数	単価	小計	合計
		時間	回	円	円	円
有料・免除 (理由)						
備考					受付者	

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園又は保育園が利用
- (6) その他

議案第 24 号

南島原市ありえコレジヨホール条例施行規則の一部を改正する規則
について

提案理由

南島原市ありえコレジヨホール運営審議会の見直し及び施設の使用料を免除する団体に「認定こども園」を追加するため、所要の改正を行うもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市ありえコレジヨホール条例施行規則の一部を改正する規則
南島原市ありえコレジヨホール条例施行規則（平成18年教育委員会規則
第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第7号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」
に改める。

第16条及び第17条を削り、第18条を第16条とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第25号

南島原市北有馬ピロティー文化センター日野江条例施行規則の一部
を改正する規則について

提案理由

施設の使用料を免除する団体に「認定こども園」を追加するため、所
要の改正を行うもの。

平成28年3月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市北有馬ピロティー文化センター日野江条例施行規則の一部
を改正する規則

南島原市北有馬ピロティー文化センター日野江条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第7号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

様式第1号中「保育園」を「保育園又は認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市北有馬ピロティ文化センター日野江条例施行規則の一部を改正する規則（新旧対照表）

新	旧
<p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 条例第10条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 条例第10条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市内の幼稚園又は保育園が利用するとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>

新

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

南島原市北有馬ビロティー文化センター日野江利用許可申請書

南島原市教育委員会 様

申請者 住所
氏名 〒
電話番号 ()

南島原市北有馬ビロティー文化センター日野江及び附属設備の利用を下記により申請します。
なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						代表者名					
利用目的						利用者数	人				
利用施設名	北有馬ビロティー文化センター日野江					室名					
利用附属設備											
利用日時	月	日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
使用料 有料・免除 (理由)	室名・設備等	時間	回数	単価	小計	合計	円				
		時間	回	円	円						
備考						受付者					

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- (6) その他

旧

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

南島原市北有馬ビロティー文化センター日野江利用許可申請書

南島原市教育委員会 様

申請者 住所
氏名 〒
電話番号 ()

南島原市北有馬ビロティー文化センター日野江及び附属設備の利用を下記により申請します。
なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						代表者名					
利用目的						利用者数	人				
利用施設名	北有馬ビロティー文化センター日野江					室名					
利用附属設備											
利用日時	月	日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
使用料 有料・免除 (理由)	室名・設備等	時間	回数	単価	小計	合計	円				
		時間	回	円	円						
備考						受付者					

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園、保育園が利用
- (6) その他

議案第26号

南島原市加津佐青年・婦人会館条例施行規則の一部を改正する規則
の一部を改正する規則について

提案理由

施設の使用料を免除する団体に「認定こども園」を追加するため、所
要の改正を行うもの。

平成28年3月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市加津佐青年・婦人会館条例施行規則の一部を改正する規則
南島原市加津佐青年・婦人会館条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第7号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

様式第1号中「及び保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市加津佐青年・婦人会館条例施行規則の一部を改正する規則（新旧対照表）

新	旧
<p>(使用料の免除)</p> <p>第6条 条例第9条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市内の幼稚園、<u>保育園又は認定こども園</u>が利用するとき。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第6条 条例第9条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市内の幼稚園又は<u>保育園</u>が利用するとき。</p> <p>(8) (略)</p>

新

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市加津佐青年・婦人会館利用許可申請書
南島原市教育委員会 様

住所
申請者 氏名 () ㊟
電話番号 ()

南島原市加津佐青年・婦人会館及び附属設備の利用を下記により申請します。なお、
利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						代表者名					
利用目的						利用者数	人				
利用施設名	加津佐青年・婦人会館		室名								
利用附属設備											
利用日時	月	日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
使用料	室名・設備等	時間	回数	単価	小計	合計					
		時間	回	円	円	円					
	有料・免除 (理由)										
備考						受付者					

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- (6) その他

旧

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市加津佐青年・婦人会館利用許可申請書
南島原市教育委員会 様

住所
申請者 氏名 () ㊟
電話番号 ()

南島原市加津佐青年・婦人会館及び附属設備の利用を下記により申請します。なお、
利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						代表者名					
利用目的						利用者数	人				
利用施設名	加津佐青年・婦人会館		室名								
利用附属設備											
利用日時	月	日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分	～	時	分
使用料	室名・設備等	時間	回数	単価	小計	合計					
		時間	回	円	円	円					
	有料・免除 (理由)										
備考						受付者					

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園及び保育園が利用
- (6) その他

議案第 27 号

南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の一部を
改正する規則について

提案理由

施設の使用料を免除する団体に「認定こども園」を追加するため、所
要の改正を行うもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

南島原市社会体育施設条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

様式第1号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>(使用料の免除)</p> <p>第5条 条例第11条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市内の幼稚園、<u>保育園又は認定こども園</u>が利用するとき。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第5条 条例第11条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市内の幼稚園又は<u>保育園</u>が利用するとき。</p> <p>(7) (略)</p>

新

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所
氏名 ④
電話番号 ()

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数	人
団体代表者氏名		電話番号	
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()	面	
利用目的		コート	
利用日時	月	照明利用	利用時間
	日 日 日 日 日		時 分～ 時 分
	日 日 日 日 日		時 分～ 時 分
	日 日 日 日 日		時 分～ 時 分
使用料	有料・免除 (理由)	時間× 回× 円= 円	合計 円
		時間× 回× 円= 円	
備考		受付者	

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市体育協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- その他

旧

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所
氏名 ④
電話番号 ()

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数	人
団体代表者氏名		電話番号	
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()	面	
利用目的		コート	
利用日時	月	照明利用	利用時間
	日 日 日 日 日		時 分～ 時 分
	日 日 日 日 日		時 分～ 時 分
	日 日 日 日 日		時 分～ 時 分
使用料	有料・免除 (理由)	時間× 回× 円= 円	合計 円
		時間× 回× 円= 円	
備考		受付者	

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市体育協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園又は保育園が利用
- その他

議案第 28 号

南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則の
一部を改正する規則について

提案理由

施設の使用料を免除する団体に「認定こども園」を追加するため、所
要の改正を行うもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

様式第1号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>(使用料の免除)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市内の幼稚園又は保育園が利用するとき。</p> <p>(7) (略)</p>

新

様式第1号 (第4条関係)

南島原市教育委員会 様
年 月 日

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数		人				
団体代表者氏名		電話番号						
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()			面				
利用目的				コート				
利用日時	月				照明利用	利用時間		
	日	日	日	日	日	時	分～時	分
	日	日	日	日	日	時	分～時	分
使用料	有料・免除 (理由)	時間 × 回 × 円 = 円	合計					
		時間 × 回 × 円 = 円	円					
備考				受付者				

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市体育協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 5 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- 7 その他

旧

様式第1号 (第4条関係)

南島原市教育委員会 様
年 月 日

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数		人				
団体代表者氏名		電話番号						
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()			面				
利用目的				コート				
利用日時	月				照明利用	利用時間		
	日	日	日	日	日	時	分～時	分
	日	日	日	日	日	時	分～時	分
使用料	有料・免除 (理由)	時間 × 回 × 円 = 円	合計					
		時間 × 回 × 円 = 円	円					
備考				受付者				

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市体育協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 5 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園又は保育園が利用
- 7 その他

議案第 29 号

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

提案理由

施設の使用料を免除する団体に「認定こども園」を追加するため、所要の改正を行うもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

様式第1号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>(使用料の免除)</p> <p>第5条 条例第9条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第5条 条例第9条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市内の幼稚園又は保育園が利用するとき。</p> <p>(7) (略)</p>

新

様式第1号 (第3条関係)

南島原市教育委員会 様

年 月 日

申請者 住所 _____
 氏名 _____ ㊟
 電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数	人	
団体代表者氏名		電話番号		
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()			面
利用目的				コート
利用日時	月		照明利用	利用時間
	日	日	日	時 分～時 分
	日	日	日	時 分～時 分
	日	日	日	時 分～時 分
使用料	有料・免除 (理由)	時間× 回× 円= 円	合計	円
		時間× 回× 円= 円		
備考				受付者

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市体育協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- その他

旧

様式第1号 (第3条関係)

南島原市教育委員会 様

年 月 日

申請者 住所 _____
 氏名 _____ ㊟
 電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数	人	
団体代表者氏名		電話番号		
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()			面
利用目的				コート
利用日時	月		照明利用	利用時間
	日	日	日	時 分～時 分
	日	日	日	時 分～時 分
	日	日	日	時 分～時 分
使用料	有料・免除 (理由)	時間× 回× 円= 円	合計	円
		時間× 回× 円= 円		
備考				受付者

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市体育協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園又は保育園が利用
- その他

議案第 30 号

南島原市文化財専門委員会設置規則を廃止する規則について

提案理由

南島原市文化財専門委員を南島原市文化財保護審議会規則第 5 条第 2 項により臨時委員に委嘱するため、南島原市文化財専門委員会設置規則が不要になるので、規則を廃止するもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市文化財専門委員会設置規則を廃止する規則

南島原市文化財専門委員会設置規則（平成18年教育委員会規則第39号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 31 号

南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の制定について

提案理由

若者の市内定住促進を図る目的で、南島原市奨学資金貸与者に補助金を交付するため、要綱を制定するもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市奨学資金償還補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、若者の南島原市内への定住促進を図るため、南島原市の奨学資金の貸付けを受けた者が償還する場合に、南島原市奨学資金償還補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の受給要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 各年度の償還しなければならない期間（以下「償還対象期間」という。）に市の住民基本台帳に記録され、現に居住している者又は居住していた者
- (2) 償還対象期間に就労している者又は就労していた者
- (3) 償還対象期間に償還すべき奨学資金を償還している者
- (4) 市税等を滞納していない者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、償還対象期間に償還すべき奨学資金の償還額の2分の1以内の額とする。ただし、償還対象期間に市内に居住し、かつ、就労した期間が1年に満たない年度においては、償還額を12で除した額にその月数（1月に満たない月は切り捨てるものとする。）を乗じた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。次項において同じ。）を補助対象の償還額とする。

2 前項の規定にかかわらず、償還開始年度及び償還終了年度の補助金の額は、償還額をその年度の償還対象期間の月数で除した額に償還対象期間中に市内に居住し、かつ、就労した月数（1月に満たない月は切り捨てるものとする。）を乗じた金額を補助対象の償還額とする。

3 繰上げ償還等による奨学資金の償還額は、前項に規定する償還すべき奨学資金の償還額に含まないものとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第4条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 奨学資金償還計画書(様式第1号)

(2) 承諾及び委任状(様式第2号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。

(実績報告)

第5条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、補助金の交付の決定があった会計年度の翌年度の4月30日とする。

(1) 居住申出書(様式第3号)

(2) 就労証明書(様式第4号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行し、南島原市奨学資金貸付基金条例(平成18年南島原市条例第58号。以下「条例」という。)第12条第1項本文に規定する償還が平成28年度以降に開始する奨学生について適用する。この場合において、条例第13条第1号の規定により償還の猶予を承認された者を含むものとする。

奨学資金償還計画書

フリガナ 奨学生氏名	
住 所	南島原市 町 番地
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日
電話番号	自宅 ・ 携帯電話
貸付けを受けた期間	年 月分 から 年 月分 まで
貸付けを受けた総額	円
償還期間	年 月 から 年 月 まで
償還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦

償 還 計 画	
年度	
月	償 還 予 定 額
4	円
5	円
6	円
7	円
8	円
9	円
10	円
11	円
12	円
1	円
2	円
3	円
計	円

様式第2号（第4条関係）

承諾及び委任状

年度南島原市奨学資金償還補助金交付の申請において、私の住民登録情報、市税等の納付状況を、貴職において調査及び取得されることを承諾し、委任いたします。

なお、この件に関し問題が発生した場合は、私が一切の責任をとり解決いたします。

南島原市長 様

年 月 日

住 所 南島原市 町 番地

氏 名 ⑩

電話番号

居住申出書

南島原市長 様

年 月 日

下記のとおり相違ありません。

記

申出者	フリガナ 氏名	Ⓜ		
	住所	南島原市	町	番地
	生年月日	昭和・平成	年	月 日
	電話番号	—	—	(自宅・携帯電話)

【申出内容】

年度における 申出者の市内居住期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
年度における 申出者の市内居住月数 ※一月（月の初日から末日まで） に満たない月は含めない。	月

就労証明書

就労者	フリガナ 氏名				
	住所	南島原市	町	番地	
	生年月日	昭和	平成	年	月 日

以下の太枠内は、事業所から証明をお願いします。

事業所名	
事業所所在地	
就労期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
特記事項	
<p>上記のとおり証明します。</p> <p>(証明日)</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日</p> <p>(証明者)</p> <p>住 所</p> <p>事業所名</p> <p>代表者名 ㊟</p> <p>電話番号</p>	

議案第 32 号

南島原市総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付要綱の一部を
改正する告示について

提案理由

南島原市総合型地域スポーツクラブの支援を引き続き 3 年間延長する
ため、所要の改正を行うもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付要綱の一部を改正する告示。

南島原市総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付要綱（平成23年南島原市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「5年間」を「8年間」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

新	旧
<p>(補助額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 補助の期間は、設立後最初の交付決定のあった年度から<u>8年間</u>とする。</p>	<p>(補助額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 補助の期間は、設立後最初の交付決定のあった年度から<u>5年間</u>とする。</p>

議案第 33 号

国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画
等策定委員会設置要綱を廃止する告示について

提案理由

国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画の策定
が終了しているため、要綱を廃止するもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画等策定
委員会設置要綱を廃止する告示

国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画等策定委員
会設置要綱（平成20年南島原市教育委員会告示第3号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

議案第34号

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令
について

提案理由

南島原市立小学校の統廃合に伴い、所要の改正を行うもの。

平成28年3月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程（平成21年南島原市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

西有家地区	西有家中学校、西有家小学校、龍石小学校、慈恩寺小学校、見岳小学校、長野小学校
有家地区	有家中学校、有家小学校、蒲河小学校、堂崎小学校、新切小学校
深江・布津地区	布津中学校、深江中学校、布津小学校（第一分校、第二分校を含む。）、飯野小学校、深江小学校（馬場分校、諏訪分校を含む。）、小林小学校、大野木場小学校

」

を

「

有家・西有家地区	有家中学校、西有家中学校、有家小学校、蒲河小学校、新切小学校、堂崎小学校、西有家小学校
深江・布津地区	布津中学校、深江中学校、布津小学校、飯野小学校、深江小学校（馬場分校、諏訪分校を含む。）、小林小学校、大野木場小学校

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する教育委員会訓令 新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
地区名	構成校名	地区名	構成校名
(略)		(略)	
有馬地区	南有馬中学校、北有馬中学校、南有馬小学校、有馬小学校	有馬地区	南有馬中学校、北有馬中学校、南有馬小学校、有馬小学校
有家・西有家地区	有家中学校、西有家中学校、有家小学校、蒲河小学校、新切小学校、堂崎小学校、西有家小学校	西有家地区	西有家中学校、西有家小学校、 <u>龍石小学校</u> 、慈恩寺小学校、 <u>見岳小学校</u> 、 <u>長野小学校</u>
深江・布津地区	布津中学校、深江中学校、布津小学校、飯野小学校、深江小学校（馬場分校、諏訪分校を含む。）、小林小学校、大野木場小学校	有家地区	有家中学校、有家小学校、蒲河小学校、堂崎小学校、新切小学校
		深江・布津地区	布津中学校、深江中学校、布津小学校（ <u>第一分校</u> 、 <u>第二分校</u> を含む。）、飯野小学校、深江小学校（馬場分校、諏訪分校を含む。）、小林小学校、大野木場小学校

議案第 35 号

南島原市嘱託職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

南島原市社会教育指導員は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する嘱託職員に該当するため、所要の改正を行うもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市嘱託職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

南島原市嘱託職員の設置に関する規則（平成 19 年南島原市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 地震、水害、火災その他の災害により嘱託職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該嘱託職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日の範囲内の期間

第 18 条第 2 項第 3 号及び第 4 号中「1 年度」を「一の年度」に改め、同項第 8 号中「前 2 号」を「前 3 号」に、「1 年度」を「一の年度」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 女子の嘱託職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

第 18 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (10) 嘱託職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

別表第 1 公民館長の項の次に次のように加える。

社会教育指導員	152,000 円
---------	-----------

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

南島原市嘱託職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(年次有給休暇以外の休暇)</p> <p>第18条 次の各号に掲げる場合は、嘱託職員に対して、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>地震、水害、火災その他の災害により嘱託職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該嘱託職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</u> 7日の範囲内の期間</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合は、嘱託職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する嘱託職員が、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者の定める当該子の世話をするために勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の年度</u>(4月1日から翌年3月31日までの間)において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の期間</p> <p>(4) 次に掲げる者(イ及びウに掲げる者にあつては、嘱託職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号及び次号において「要介護者」という。)の介護その他の任命権者の定める世話を行う嘱託職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の年度</u>(4月1日から翌年3月31日までの間)において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)以内の期間</p>	<p>(年次有給休暇以外の休暇)</p> <p>第18条 次の各号に掲げる場合は、嘱託職員に対して、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合は、嘱託職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する嘱託職員が、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者の定める当該子の世話をするために勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>1年度</u>(4月1日から翌年3月31日までの間)において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の期間</p> <p>(4) 次に掲げる者(イ及びウに掲げる者にあつては、嘱託職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号及び次号において「要介護者」という。)の介護その他の任命権者の定める世話を行う嘱託職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>1年度</u>(4月1日から翌年3月31日までの間)において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)以内の期間</p>

新	旧																		
<p>ア～ウ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>女子の嘱託職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>嘱託職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前3号に掲げる場合を除く。)</u> 一の年度(4月1日から翌年3月31日までの間)において任命権者の定める期間</p> <p>(10) <u>嘱託職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</u></p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>嘱託職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前2号に掲げる場合を除く。)</u> 1年度(4月1日から翌年3月31日までの間)において任命権者の定める期間</p>																		
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>																		
<p>別表第1 (第11条関係)</p>	<p>別表第1 (第11条関係)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公民館長</td> <td>152,000円</td> </tr> <tr> <td>社会教育指導員</td> <td>152,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬月額	(略)		公民館長	152,000円	社会教育指導員	152,000円	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公民館長</td> <td>152,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬月額	(略)		公民館長	152,000円	(略)	
区分	報酬月額																		
(略)																			
公民館長	152,000円																		
社会教育指導員	152,000円																		
(略)																			
区分	報酬月額																		
(略)																			
公民館長	152,000円																		
(略)																			
<p>備考 上記の報酬月額は、勤務時間が週37時間30分のときの額を示したものであり、週37時間30分以外の勤務時間で任用する場合は、その勤務時間に対応する報酬月額となる。</p>	<p>備考 上記の報酬月額は、勤務時間が週37時間30分のときの額を示したものであり、週37時間30分以外の勤務時間で任用する場合は、その勤務時間に対応する報酬月額となる。</p>																		

議案第36号

南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与等に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に伴い、所要の改正を行うもの。

平成28年3月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与等に関する規則
の一部を改正する規則

南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与等に関する規則（平成 18 年南島原市規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与に関する規則

第 1 条中「給与等」を「給与」に改める。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とする。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p><u>南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成18年南島原市条例第38号）に基づき、南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事（以下「指導主事」という。）の<u>給与</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指導主事の義務教育等教員特別手当の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p><u>南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成18年南島原市条例第38号）に基づき、南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事（以下「指導主事」という。）の<u>給与等</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(指導主事の給料表等)</u></p> <p>第2条 <u>指導主事に適用される給料表は、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）別表第1に掲げる給料表とする。</u></p> <p>2 <u>指導主事の職務の級及び号給は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）の規定を準用する。</u></p> <p>(指導主事の義務教育等教員特別手当の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第4条 (略)</p>